

第3節 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進

農業が、国民が求める食料の安定供給等の役割を持続的に果たしていくためには、農業者が希望をもって農業に従事し、収益を上げることができる環境を整えていくことが必要です。

このため、基本計画においては、戸別所得補償制度の導入により、「意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備するとともに、新規就農者を幅広く確保し、農業経営の多角化・複合化等の6次産業化による付加価値の向上分を経営に取り入れる取組を後押しすること等により、競争力ある経営体が育成・確保されるようにする」としています。また、「こうした多様な努力・取組の結果、経営体が地域農業の担い手として継続的に発展を遂げた姿である効率的かつ安定的な農業経営が、より多く確保されることを目指す」としています。

(1) 農業経営の動向

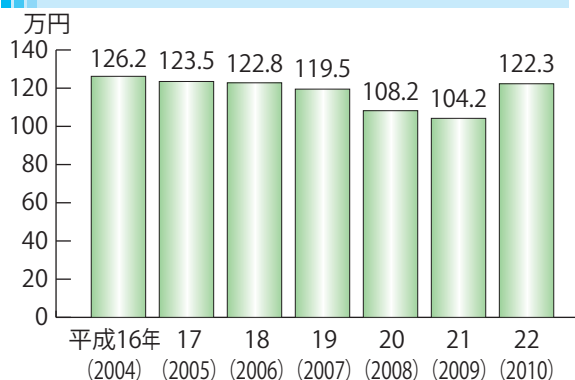
(減少傾向にあった農業経営体の農業所得は一転して増加)

農業経営体¹の農業所得は、近年、減少傾向で推移していましたが、平成22(2010)年においては、前年に比べて17%増加し122万3千円となりました(図3-25)。また、この農業所得に農外所得161万円、農業生産関連事業所得7千円、年金等の収入182万円を加えた総所得は、前年に比べて2%増加し466万円となりました。このうち、主業経営体の総所得は前年に比べて9%増加し605万9千円となっています(図3-26)。

農業地域別に農業所得をみると、北陸(対前年比62%増)、東海(同31%増)、近畿(同31%増)、九州(同29%増)等で前年に比べて増加しています(図3-27)。

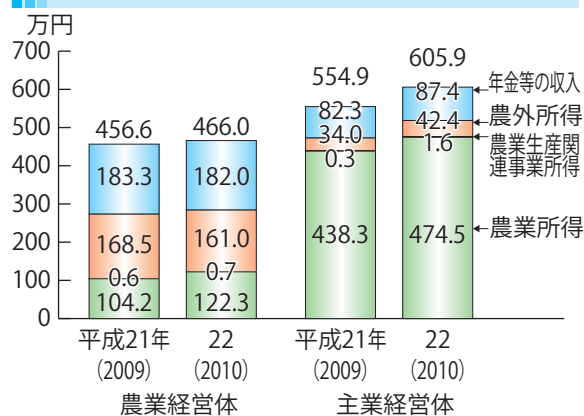
営農類型別に農業所得をみると、水田作、野菜作、果樹作、養豚等の営農類型が前年に比べて増加しています(図3-28)。このうち、水田作経営については、米価の下落により稲作収入は減少したものの、米戸別所得補償モデル事業交付金27万3千円の交付により、農業所得は47万5千円となり、前年に比べて37%の増加となりました(図3-29)。また、養豚経営については、前年豚肉価格の低迷により農業所得が落ち込んでいたこと、口蹄疫²や猛暑により供給が減少し豚肉価格が上昇したこと、飼料価格の下落等により農業経営費が減少したことから、農業所得は657万9千円となり、前年に比べて66%の増加となりました。

図3-25 農業経営体の農業所得の推移



資料：農林水産省「農業経営統計調査 経営形態別経営統計(個別経営)」

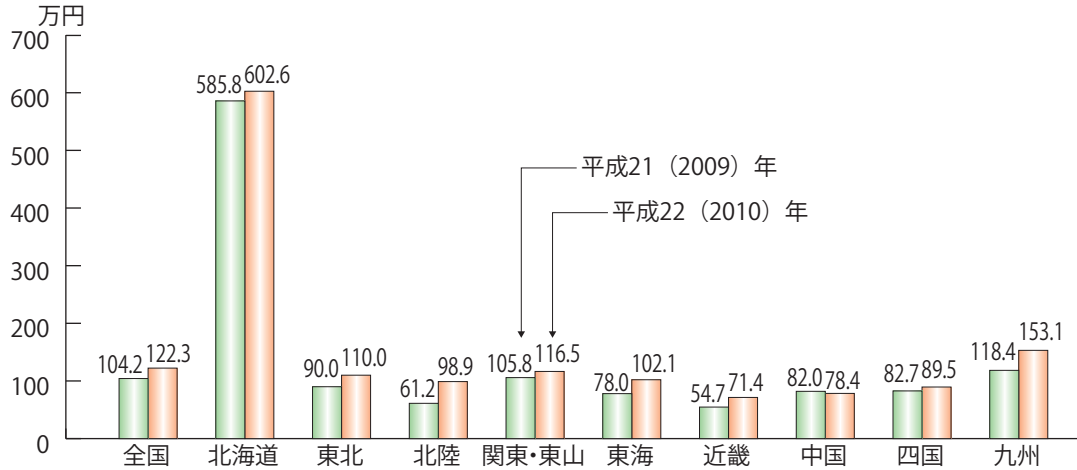
図3-26 農業経営体の総所得の推移



資料：農林水産省「農業経営統計調査 経営形態別経営統計(個別経営)」

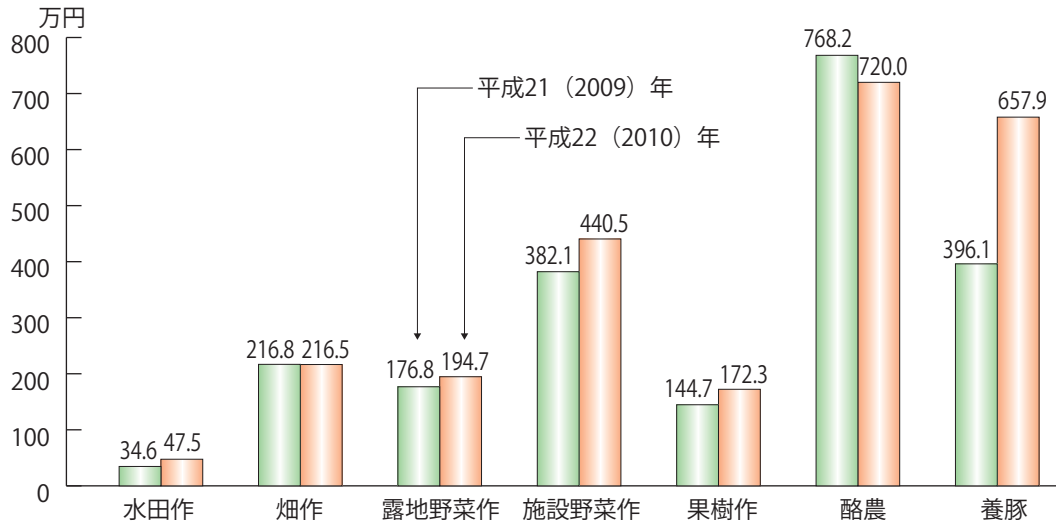
1、2〔用語の解説〕を参照

図3-27 農業地域別農業所得の推移



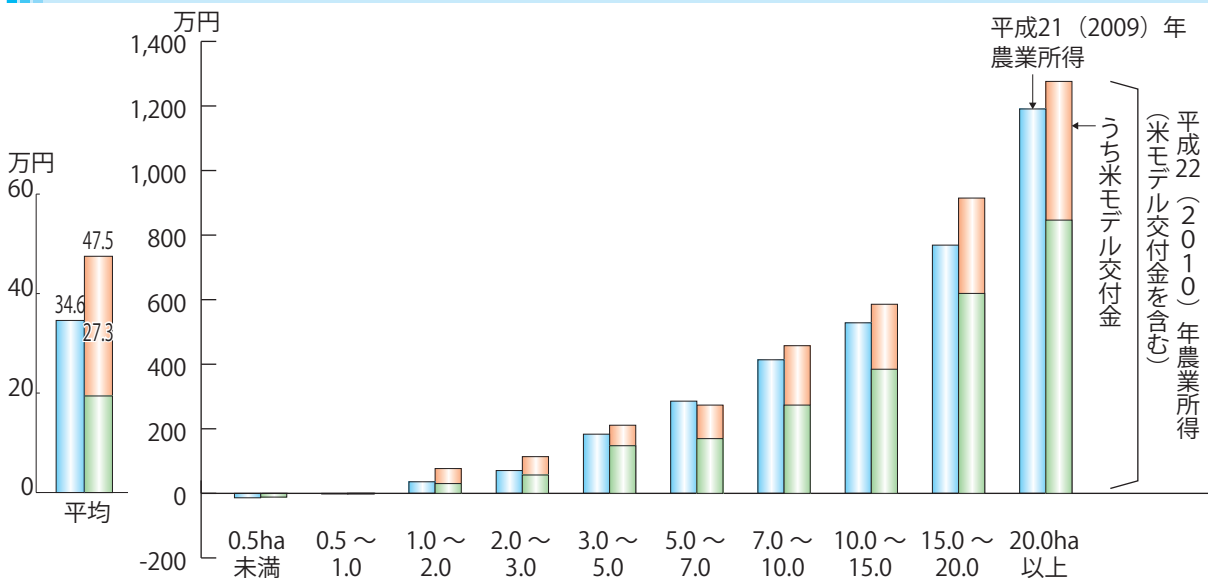
資料：農林水産省「農業経営統計調査 経営形態別経営統計（個別経営）」
 注：東山は山梨県、長野県を指す。農業地域は「用語の解説」を参照

図3-28 営農類型別農業所得の推移



資料：農林水産省「農業経営統計調査 営農類型別経営統計（個別経営）」

図3-29 水田作経営の農業所得の推移（作付面積規模別）

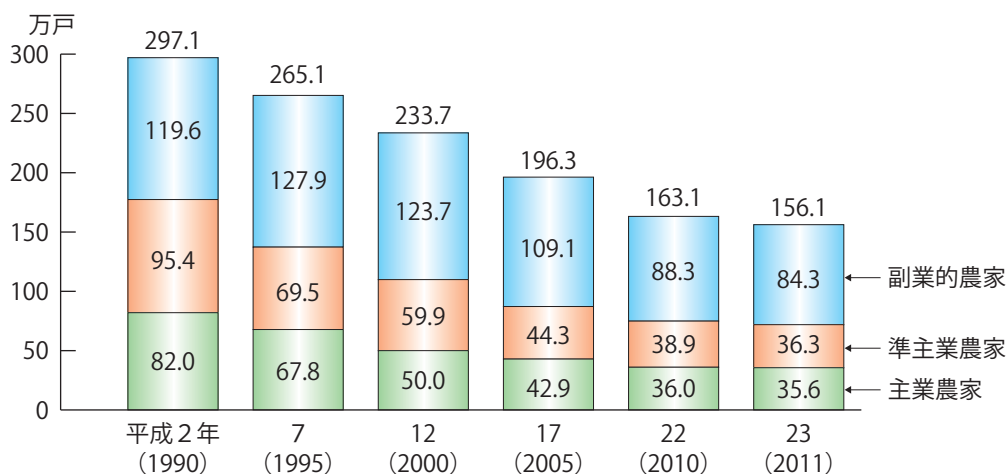


資料：農林水産省「農業経営統計調査 営農類型別経営統計（個別経営）」

（農業経営体は引き続き減少）

農業経営体の数は、平成23（2011）年においては、前年に比べて4%減少し161万5千経営体となりました¹。このうち販売農家²の数は、高齢化、後継者不足による離農、小規模農家の集落営農への参加等を背景として、平成23（2011）年においては、前年に比べて4%減少し156万1千戸となりました（図3-30）。販売農家を主副業別にみると、主業農家³は35万6千戸（対前年比4千戸減、1%減）、準主業農家⁴は36万3千戸（同2万6千戸減、7%減）、副業的農家⁵は84万3千戸（同4万戸減、4%減）となっています。

図3-30 主副業別販売農家数の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

（集落営農は引き続き増加）

集落営農⁶は、主に、高齢化等により担い手が不足している地域において、地域農業を維持していくために必要な取組として、全国的に展開されています。

このような状況を踏まえ、基本計画においては、「地域農業の生産性向上、経営規模が零細で後継者が不足している地域における農業生産活動の維持等を図るため、小規模な農家や兼業農家も参加した集落営農の育成・確保を推進する」としています。

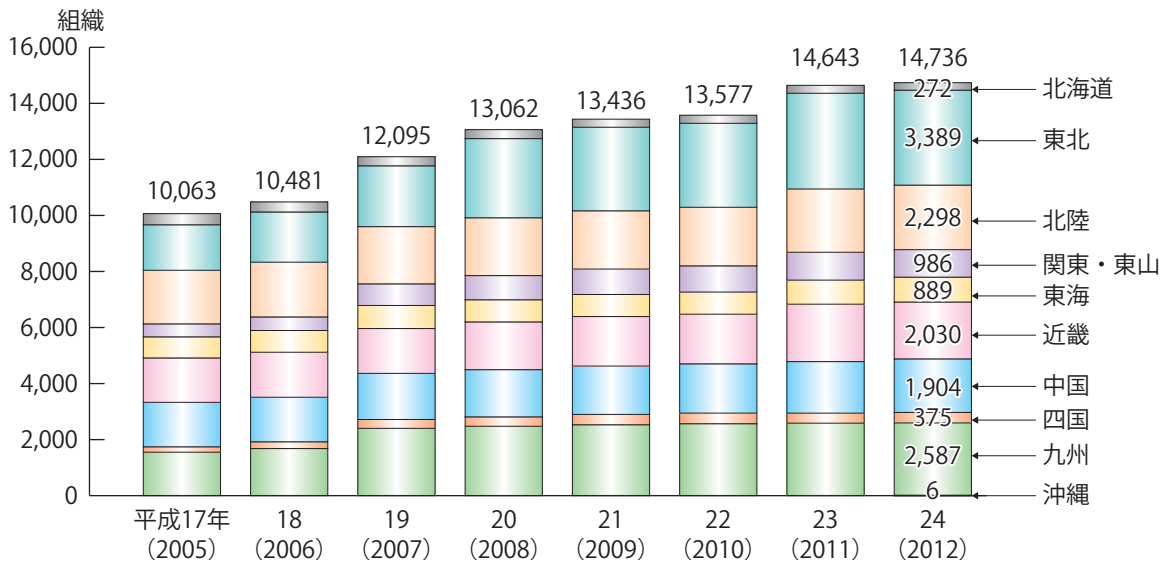
平成24（2012）年において、集落営農数は1万4,736となっており、前年に比べて93増加しました（図3-31）。地域別にみると、東北、九州、北陸で多くなっています。

集落営農は、地域農業の維持を確保する経営主体として重要な役割を担っていますが、今後は、地域農業の担い手としての経営発展を促す観点から、その法人化を推進していく必要があります。

このため、集落営農の法人化を推進する観点から、平成23（2011）年度においては、農業者戸別所得補償制度推進事業により、集落営農が法人化した場合に法人登記等に必要となる事務費に対する助成を行いました。

1 農林水産省「農業構造動態調査」
2～6 [用語の解説] を参照

図3-31 農業地域別集落営農数の推移



資料：農林水産省「集落営農実態調査」

注：1) 平成18 (2006) 年以前は5月1日現在、平成19 (2007) 年以降は2月1日現在の数値

2) 平成24 (2012) 年は、東日本大震災の影響により、宮城県及び福島県の休止・不明の組織は含めていない。

(法人経営は引き続き進展)

法人農業経営体数は、平成22 (2010) 年において、全農業経営体に占める割合は1%に過ぎないものの、平成17 (2005) 年に比べて2千経営体 (13%) 増加し、2万2千経営体となっています¹。法人農業経営体が増加した要因としては、財務諸表の作成等を通じた経営管理の高度化、金融機関等に対する信用力の向上、有能な人材の確保といった法人経営のメリットが浸透したこと等が考えられます。

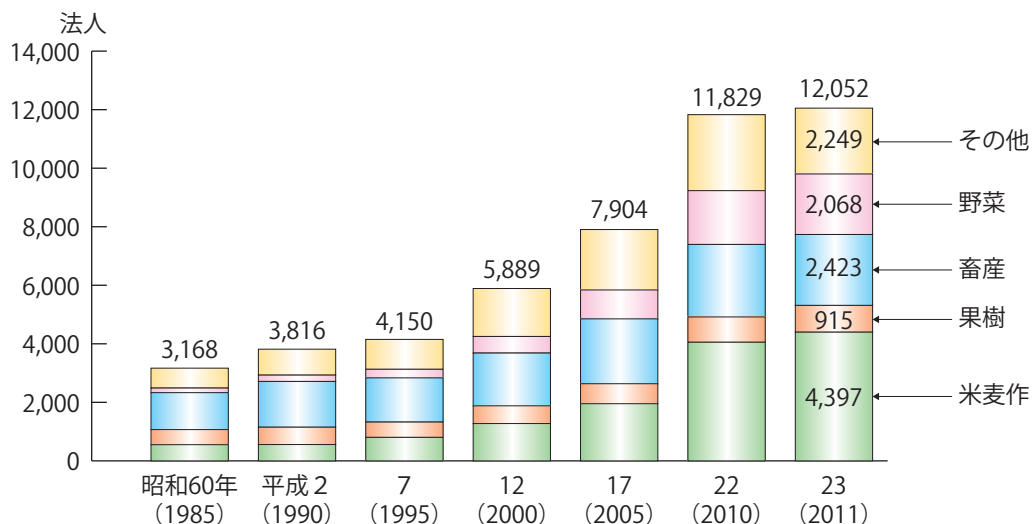
このような法人経営のメリット等を踏まえ、基本計画においては、「農業経営を継続・発展させる意欲と能力を有する法人経営は、地域における雇用創出や農業生産活動の活性化、農地の保全と有効な活用に寄与していることから、その育成・確保を図る」としています。

なお、法人農業経営体のうち、農業生産法人² (1戸1法人を含む) の数は、増加を続けており、平成23 (2011) 年には1万2千となっています (図3-32)。これを業種別にみると、米麦作36%、畜産20%、野菜17%、果樹8%等となっています。

1 農林水産省「農林業センサス」

2 [用語の解説] を参照

図3-32 業種別農業生産法人数の推移



資料：農林水産省調べ

注：1) 各年1月1日現在の数値

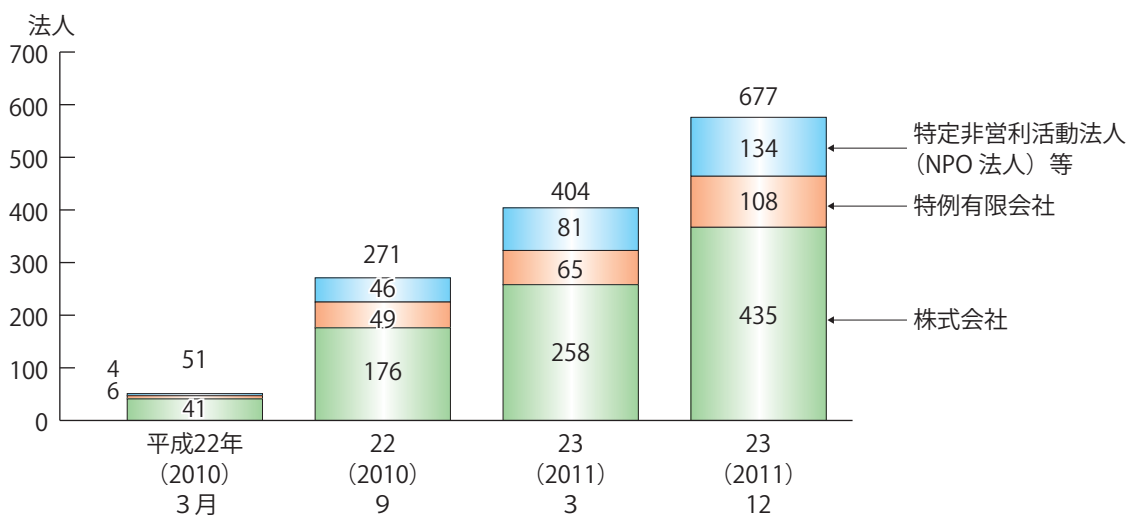
2) 業種別区分は粗収益50%以上の作物による。「その他」はいずれの作物も50%に満たないもの

(一般法人による新たな農業参入が進展)

平成21(2009)年12月15日に改正農地法が施行され、農業生産法人以外の一般法人についても、賃借であれば、農地を適正に利用するなど一定の要件を満たす場合には、全国どこでも参入可能となるなど、新規参入の規制が大幅に緩和されました。これにより、平成21(2009)年12月から平成23(2011)年12月末までの約2年で、全国で677の法人が新たに農業に参入しています(図3-33)。農地法改正以前の平成15(2003)年4月から平成21(2009)年12月までの約6年半の間に参入した法人数は436であり、今回の法改正による一般法人の新規参入は改正前に比べて着実に増加しています。

改正農地法施行後、新たに参入した677法人について組織形態別にみると、株式会社64%、特定非営利活動法人(NPO法人)¹等20%、特例有限会社16%となっています。業種別にみると、食品関連産業23%、建設業15%、農業・畜産業14%となっています。営農作物別にみると、野菜50%、米麦18%となっています。

図3-33 一般法人による農業新規参入の推移



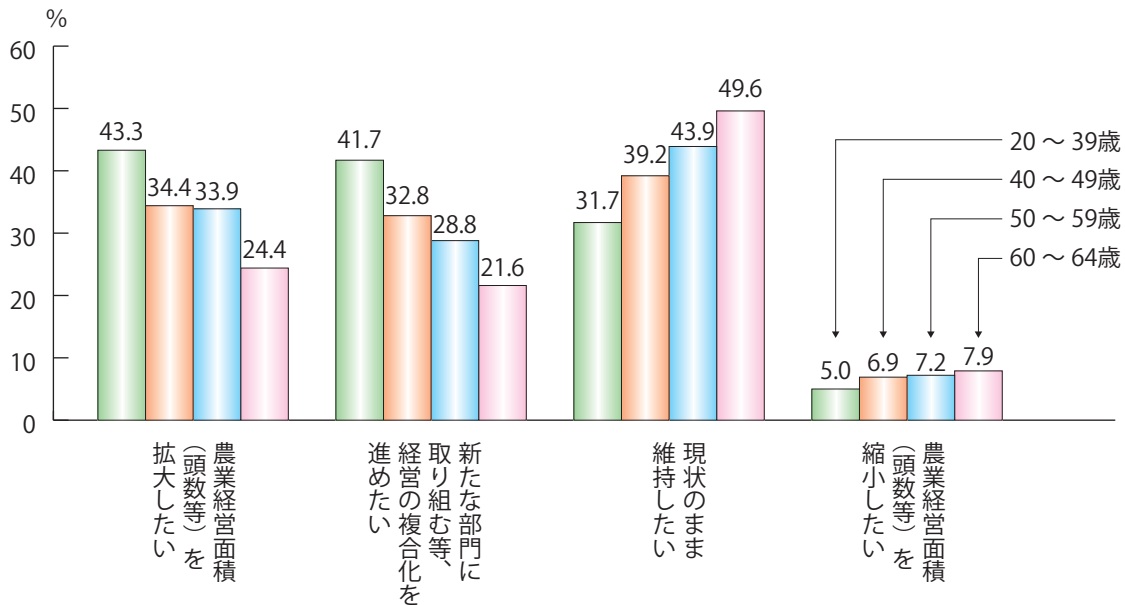
資料：農林水産省調べ

1 [用語の解説] を参照

(今後の農業経営についての農業者の意向等)

平成24(2012)年1～2月に農林水産省が農業者を対象に行ったアンケート調査により、今後の農業経営についての意向を年齢階層別にみると、20～39歳では「農業経営面積(頭数等)を拡大したい」43%、「新たな部門に取り組む等、経営の複合化を進めたい」42%と、経営規模の拡大や経営の複合化の意向をもつ者の割合が40歳以上の年齢階層に比べて高くなっています(図3-34)。

図3-34 今後の農業経営に対する農業者の意向(年齢階層別)(複数回答)



資料：農林水産省「食料・農業・農村及び水産業・水産物に関する意識・意向調査」(平成24(2012)年1～2月実施)

注：農業者モニター2千人を対象に実施したアンケート調査(回収率84.7%)

(「人と農地の問題」を解決するための取組)

再生基本方針においては、持続可能な力強い農業を実現するために、新規就農の増大と農地集積の推進を図るとしたところです。これを踏まえ、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等、集落・地域の「人と農地の問題」を解決するために、集落・地域の関係者による話し合いにより、今後の中心となる経営体、その経営体にどのようにして農地を集めるか、中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業の在り方等を定めた「人・農地プラン」を作成する取組を推進しています。今後、このプランを基に新規就農対策や農地集積対策等を進めることとしています。

(2) 農業就業者の動向

(農業就業人口は引き続き減少・高齢化)

農業就業人口¹は、平成23(2011)年には260万1千人となり、前年に比べて5千人(0.2%)減少しました(表3-16)。また、65歳以上の割合が6割、75歳以上の割合が3割を占めるなど、引き続き高齢化が進んでいます。

農業就業人口のうち基幹的農業従事者²数は、186万2千人となり、前年に比べて18万9千人(9.2%)減少し、200万人を下回りました。また、65歳以上の割合は59.1%と前年に比べて2ポイント低下したものの6割を占めており、平均年齢も66歳と高齢化が進んでいます。

表3-16 農業就業人口、基幹的農業従事者数の推移

(単位：千人、%、歳)

	平成12年 (2000)	17 (2005)	22 (2010)	23 (2011)
農業就業人口	3,891	3,353	2,606	2,601
65歳以上	2,058	1,951	1,605	1,578
(割合)	(52.9)	(58.2)	(61.6)	(60.7)
75歳以上	659	823	809	825
(割合)	(16.9)	(24.6)	(31.0)	(31.7)
平均年齢	61.1	63.2	65.8	65.9
基幹的農業従事者	2,400	2,241	2,051	1,862
65歳以上	1,228	1,287	1,253	1,100
(割合)	(51.2)	(57.4)	(61.1)	(59.1)
75歳以上	306	462	589	517
(割合)	(12.7)	(20.6)	(28.7)	(27.8)
平均年齢	62.2	64.2	66.1	65.9

資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

(青年新規就農者の確保・育成が課題)

農業就業人口の減少と高齢化が引き続き進む中、食料の安定供給を確保し、農業の持続的発展を図っていくためには、新規就農者を確保し、その育成を図ることが課題となっています。

このことについて、基本計画においては、新規就農者の育成・確保を図るため、「それぞれの就農形態・経路に即した各種情報提供、農業高校や農業大学校等における人材育成、農業法人や海外等での実践的な研修等を支援する」とともに、「経営開始に当たっての農地の確保や機械・施設等の整備への支援を講じる」としています。

また、再生基本方針においては、「青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、青年就農者の経営安定支援、法人雇用就農の促進、地域のリーダー人材の層を厚くする農業経営者教育の強化を推進する」としています。

1、2〔用語の解説〕を参照

このような中、平成22（2010）年の新規就農者は5万5千人となり、前年に比べて18%（1万2千人）減少しました（表3-17）。この減少の背景には、厳しい農業情勢があると考えられます。就農形態別の内訳をみると、新規自営農業就農者¹は4万5千人で前年に比べて22%（1万3千人）減少したのに対して、新規参入者²2千人（対前年比3.0%増）、新規雇用就農者³8千人（同6.2%増）とそれぞれ増加しています。他方、39歳以下の新規就農者は、1万3千人（うち新規雇用就農者5千人）と前年に比べて13%（1,880人）減少しました。

なお、農業関係の学校・研修教育機関からの就農は、平成22（2010）年度には2,404人となっており、新規学卒就農の主要ルートになっています。このうち、農業高校からは764人、道府県農業大学校等の農業研修教育機関からは1,610人、民間教育機関からは30人が就農しています⁴。

表3-17 新規就農者数の推移

（単位：人）

	平成18年 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
新規自営農業就農者	72,350	64,420	49,640	57,400	44,800
うち39歳以下	10,310	9,640	8,320	9,310	7,660
新規雇用就農者	6,510	7,290	8,400	7,570	8,040
うち39歳以下	3,730	4,140	5,530	5,100	4,850
新規参入者	2,180	1,750	1,960	1,850 (1,680)	1,730
うち39歳以下	700	560	580	620 (580)	640
新規就農者合計	81,030	73,460	60,000	66,820	54,570
うち39歳以下	14,740	14,340	14,430	15,030	13,150

資料：農林水産省「新規就農者調査」

注：1）平成22（2010）年の新規参入者は、東日本大震災の影響のため、岩手県、宮城県、福島県の全域及び青森県の一部地域を除いて集計した数値

2）平成21（2009）年の新規参入者の（ ）内は、東日本大震災の影響のため、岩手県、宮城県、福島県の全域及び青森県の一部地域を除いて集計した参考値

（新規就農者に対しては様々な支援が必要）

新規就農者の育成・確保を図るため、これまで、独立・自営農業を目指す就農希望者に対して、営農に必要な農業技術や経営ノウハウの習得、補助・融資による農業機械・施設等の整備への支援が行われてきました。

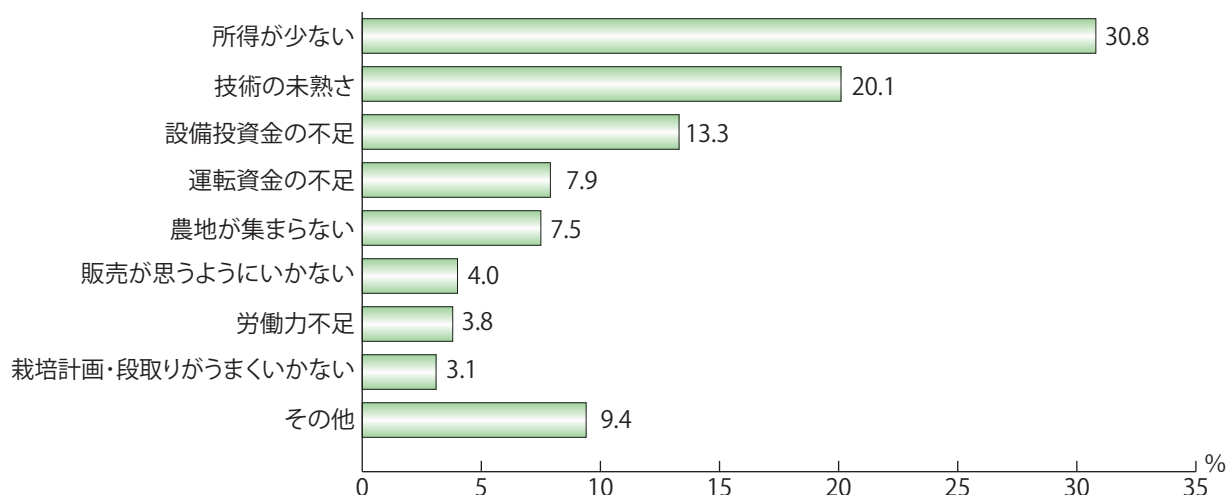
また、農外からの就農が促進されるよう、新規就農者自らが農地の確保や機械等の初期投資を必要としない農業法人等への雇用就農を新規就農の重要な就農ルートと位置付けて、マッチングや研修活動の実施に向けた支援が行われてきました。

しかしながら、全国農業会議所が平成22（2010）年11月に新規就農者を対象に行ったアンケート調査によると、就農後1～2年目の間に経営面で最も困っていることは、「所得が少ない」が31%と最も多く、次いで、「技術の未熟さ」20%、「設備投資金の不足」13%の順となっており、所得の確保や技術の向上が課題となっています（図3-35）。

1～3〔用語の解説〕を参照

4 文部科学省「学校基本調査」、農林水産省調べ、全国農業大学校協議会調べ

図3-35 新規参入者が参入後1～2年目に経営面で困っていること(1位)



資料：全国農業会議所「新規就農者（新規参入者）の就農実態に関する調査結果」（平成22（2010）年11月実施）

注：1）就農後おおむね10年以内の農業外からの新規就農者を対象としたアンケート調査（有効回答数1,517）

2）参入後1～2年目の新規参入者が経営面で困っていることとして1位にあげた項目

このため、上記の支援措置に加え、平成24（2012）年度からは、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図る観点から、「青年就農給付金」が開始されます。これは、原則として45歳未満の独立・自営の新規就農者を対象として、就農前の研修期間（最長2年間）及び経営が不安定な就農直後（最長5年間）の所得を確保する給付金（年間150万円）を給付するものです（図3-36）。

また、今後の地域農業のリーダーとなる人材の層を厚くするため、就農希望者や経営発展を目指す農業者等に対して、高度な経営力、地域リーダーとしての人間力等を養成する高度な農業経営者教育機関等に対する支援も新たに開始されます。

関係者の努力に加えて、これらの支援等を有効に活用することにより、将来の日本農業を支える新たな人材の育成・確保が期待されます。

図3-36 新規就農者に対する支援

	就農準備 (高校卒業後を支援)	就農開始		経営確立
		法人正職員としての就農	独立・自営就農(※)	
所得の確保	青年就農給付金(準備型) ・県農業大学校等の農業教育機関、先進農家・法人等で研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対し、研修期間中について ・年間150万円を最長2年間給付	(法人正職員として最低賃金以上を確保)	青年就農給付金(経営開始型) ・市町村の人・農地プランに位置付けられている(または位置付けられると見込まれる)原則45歳未満の独立・自営就農者について ・年間150万円を最長5年間給付	
技術の習得	農業経営者育成教育のレベルアップのための助成(技術習得支援事業) ・就農希望者や経営発展を目指す農業者等に対して、高度な経営力、地域リーダーとしての人間力を養成する農業経営者教育機関等に対する支援	農の雇用事業 研修経費として年間最大120万円を助成(最長2年間)	※独立しない親元就農は含まないが、親からの経営継承(親元就農から5年以内)や親の経営から独立した部門経営を行う場合は対象 戸別所得補償制度	
機械・施設の導入			就農支援資金(無利子) 経営体育成支援事業	スーパーL資金 経営体育成支援事業
農地の確保 就農相談	新規就農等相談支援事業 就農希望者等に対する全国的な求人情報の提供や就農相談、就業前の短期就業体験の実施を支援		農地利用集積円滑化事業等により農地利用を確保 が新規就農総合支援事業で実施する内容	

資料：農林水産省作成

コラム

静岡県における新規就農者対策の先進的取組

静岡県では、県単独の研修事業として、平成16(2004)年度から、県内での自立就農を希望するおおむね40歳未満の非農家出身者等を対象に「がんばる新農業人支援事業」を実施しています。

この事業では、研修受入農家、農協、市町、県等からなる地域受入連絡会が新規就農希望者を研修受入れすることにより、研修者は先進的な農業経営者の下で農業技術や経営ノウハウを学ぶ1年間の実践的な研修を受けることができるだけでなく、研修地域での就農に向けた農地・資金の確保や就農後のフォローアップまで総合的な支援を受けることができます。

これまでに、平成16(2004)～23(2011)年度までの研修生66人の9割に当たる59人が自立就農し、いちごやミニトマト等の産地を担う若手農業者として活躍しています。



(農作業事故は依然高水準で推移)

農作業事故による死亡事故件数は、近年、1年間で400件前後と横ばいで推移しており、平成22(2010)年は前年に比べて10件減少し、398件となっています(図3-37)。また、農業就業人口の高齢化が進む中、農作業死亡事故の発生件数の8割を65歳以上の農業者が占めています。

農作業中の事故には、農業機械作業にかかるもの(70%)や、作業舎の屋根からの転落等による農業用施設作業にかかるもののほか、ほ場、道路からの転落、熱中症等を含む作業中の病気等機械・施設以外にかかるものがあります(図3-38)。このうち、農業機械作業について事故の機種別の発生状況を見ると、乗用型トラクター41%、歩行型トラ

クター 18%、農用運搬車 17%と、この3つで8割を占めています。

このような状況を踏まえ、基本計画においては、「農作業事故での死亡事故件数が減少していない中で、今後とも多くの高齢者が農業に従事すると見込まれることを踏まえ、農作業安全対策の強化を図る。特に、行政機関や民間事業者等の関係者の協力の下、農業者の安全意識の向上を図るとともに、農業機械の安全性を向上させるための取組を促進する」としています。

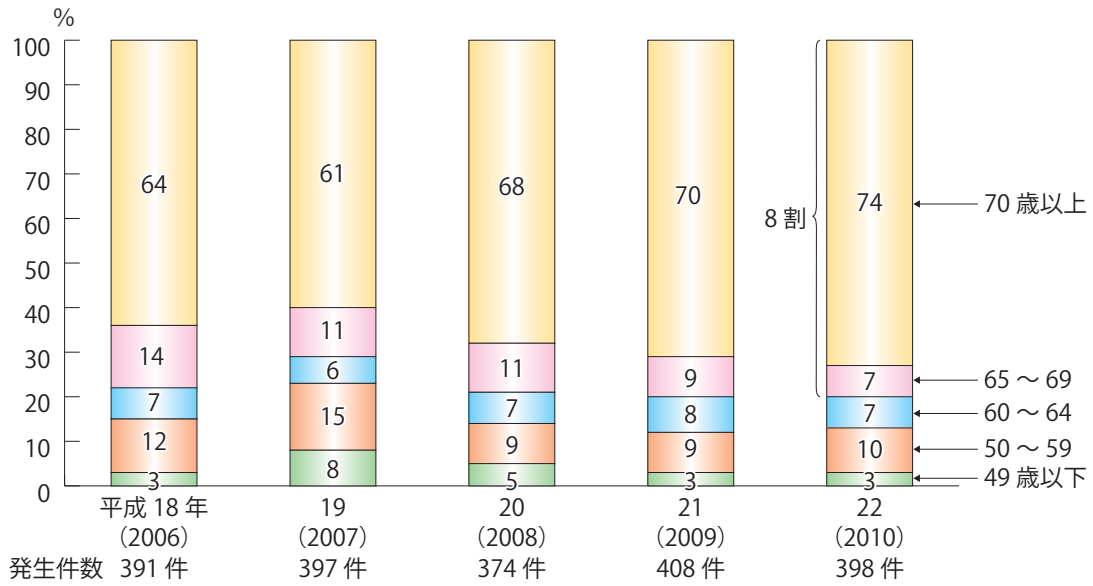
このため、平成 22（2010）年からは、農作業事故情報の収集、分析体制を強化するとともに、国が旗振り役となり、都道府県、農機具メーカー、JA グループ等関係機関の協力を得て、農作業繁忙期で事故が多く発生する春と秋に「農作業安全確認運動」を実施しています。平成 24（2012）年からは、新たに幅広い関係者によるネットワークを整備し、双方向でのきめ細かな情報交流を図ること等により、安全意識のさらなる向上を促すとともに、地域における活動を底上げすることとしています。

また、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センターにおいて、トラクターの転落・転倒事故を誘発する「片ブレーキ」の防止装置を民間企業と共同で開発するなど、安全性の高い農業機械の研究開発を行っており、今後とも、ハード対策とソフト対策を一体的に推進し、農作業事故の減少を図ることとしています。

さらに、万一の事故に備えるため、労働者災害補償保険（労災保険）への加入も必要です。労災保険は、雇用労働者の負傷等を補償するための制度ですが、個人事業主である農業者も、特定農作業従事者¹や指定農業機械作業従事者²、中小事業主等³のいずれかに当てはまる場合は、特別加入団体や労働保険事務組合を経由することで、任意で特別加入できます。しかしながら、労災保険の特別加入制度に加入している農業者は、平成 22（2010）年度末時点では 12 万 4 千人にとどまっています。農業者が加入するためには、農協等で特別加入団体や労働保険事務組合が組織されている必要があることから、今後、農協等を通じ、加入促進に向けた一層の取組が重要となっています。

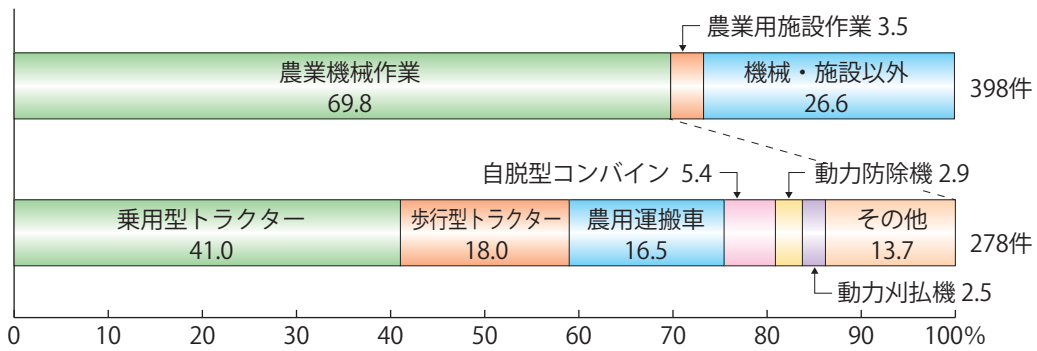
- 1 年間の農業生産物総販売額が 300 万円以上または経営耕地面積 2 ha 以上の規模で、(1)トラクター等の農業機械を使用する作業、(2)2 m 以上の高所での作業、(3)サイロ、むろ等の酸欠危険のある作業、(4)農薬散布、(5)牛・馬・豚に接触する作業に従事している者
- 2 自営農業者（兼業農家を含む）のうち、次に指定された機械を使用し農作業を行う者。(1)動力耕うん機その他の農業用トラクター、(2)動力溝掘機、(3)自走式田植機、(4)自走式防除用機、(5)自走式動力刈取機、自走式収穫用機械、(6)トラック、自走式運搬用機械、(7)動力脱穀機や動力草刈機等の定置式または携帯式機械
- 3 常時 300 人以下の労働者を使用する事業者本人またはその家族従事者（法人の場合は代表者以外の役員）であって、要件（1 年間に 100 日以上にわたり労働者を使用することが見込まれ、雇用する労働者について労働保険関係が成立、労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること）を満たす者

図3-37 年齢別農作業死亡事故の発生件数の推移



資料：農林水産省調べ

図3-38 農作業中の死亡事故発生状況(平成22(2010)年)



資料：農林水産省調べ